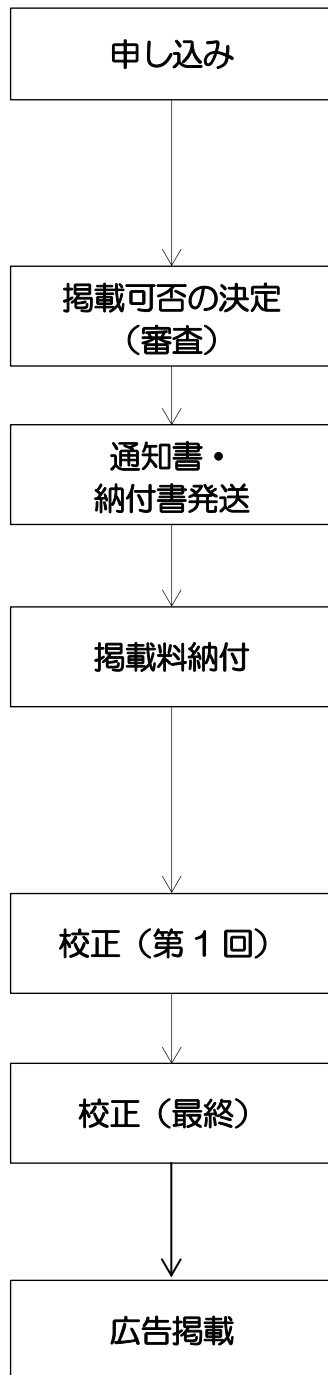


# 『広報あげお』 有料広告掲載までの流れ



掲載を希望する号の発行日(毎月1日)の2カ月前(土曜日又は祝日に当たる場合は前日、日曜日の場合は前々日)までに「広報あげお広告掲載申込書」に必要事項を記入して、掲載しようとする原稿や図面等(紙又はデータ)の案を添えて、直接又は郵送・ファクス・メールで広報広聴課(市役所3階)へお申し込みください。

提出された申込書と原稿・図面の案を元に掲載可否の審査を行います。  
※「上尾市有料広告掲載に関する要綱」の第4条に該当するものは掲載できません。

掲載可否の結果を「上尾市有料広告掲載(不掲載)決定通知書」によりお知らせします。掲載が決定された場合は、通知書と一緒に掲載料の納付書を発送します。

広告を掲載する広報誌の発行日(毎月1日)の35日前(目安)までに、指定の金融機関で掲載料を納付し、納付済の「納付書兼領収書」のコピーを、直接又は郵送・ファクスで広報広聴課へ提出してください。 ※校正や印刷の都合上、発行日の30日前までに領収書の提出が無い場合は、掲載をお断りする場合があります。止むを得ず提出が遅れる場合は、事前にご相談ください。

掲載する号の発行日から1カ月前に広告のグラ刷り(校正刷り)を、直接又は郵送、FAX・メール等でお送りします。文字やイラスト等に誤りが無いかご確認ください。

第1回の校正での赤字・修正部分を訂正した広告のグラ刷り(校正刷り)をお送りします。最終確認としてご確認ください。 ※再度修正が必要な場合は、校正の作業を繰り返します。 ※ご提出いただいた原稿で掲載可否の審査をしているため、当初原稿からの大幅な校正・修正は認められません。

『広報あげお』に広告が掲載されます。

掲載を希望する広報誌の発行日

## 【お問い合わせ・申し込み先】

〒362-8501 埼玉県上尾市本町3-1-1 上尾市役所 市長政策室 広報広聴課

T e l : 0 4 8 - 7 7 5 - 4 9 1 8 F a x : 0 4 8 - 7 7 6 - 8 8 7 3

M a i l : s55000@city.ageo.lg.jp